


自動車無事故表彰における車両数・無事故期間の確認方法

車両台数による無事故表彰期間

事業用自動車数	期間
7 両	5 年
8 両～10 両	4 年
11 両～20 両	3 年
21 両～40 両	2 年
41 両～80 両	1 年 6 月
81 両～	1 年

*無事故達成日を令和 2 年 4 月 30 日として
次の事例を作成しています。


まず現在の車両台数を確認する。⇒そこから台数別の期間「年数」をもとに、
始期を確認することで、無事故表彰期間表を確認する

 **事例 1** 現在車両台数が 30 両で、2 年前も **30 両** で変更がない場合

現在車両台数が 30 両で「2 年前」の始期の台数も **30 両** で変更がない場合には、第 1 回無事故表彰の場合は、無事故の末日は「4 月 30 日」なので無事故の始期は、**2 年前**の「平成 30 年 5 月 1 日」となる。


無事故期間の記載は、平成 30 年 5 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日の **2 年間**となる。

(第 2 回無事故表彰の場合は、無事故の末日は「10 月 31 日」)

 **事例 2** 現在車両台数が 30 両で、「2 年前」の始期の台数が「41 両」だった
ことで、変更がある場合

現在の車両台数は 30 両であるが、2 年前の始期の台数は、41 両で変更があった場合には、第 1 回無事故表彰の場合は、無事故の末日は「4 月 30 日」なので無事故の始期は、**1 年半前**の「平成 30 年 11 月 1 日」となる。

無事故期間の記載は、平成 30 年 11 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日の **1 年 6 か月間**となる。

 **事例 3** 現在車両台数が 30 両で、「2 年前」の始期の台数が「20 両」だった
ことで、変更がある場合

現在車両台数が 30 両であるが、2 年前の始期の台数は、20 両で変更があった場合には、第 1 回無事故表彰の場合は、無事故の末日は「4 月 30 日」なので無事故の始期は、**3 年前**の「平成 29 年 5 月 1 日」となる。

無事故期間の記載は、平成 29 年 5 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日の **3 年間**となる。